

有効期間 5年(令和7年12月31日まで)

令和2年3月26日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
(警察安全相談課)

警察安全相談員運用要綱の制定について(通達)

警察安全相談員の運用については、警察安全相談員運用要綱の制定について(平成29年3月24日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。)により実施しているところであるが、この度、会計年度任用職員取扱要領の制定に伴い、別添のとおり警察安全相談員運用要綱を定め、令和2年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和2年3月31日限り廃止する。

〔 本件担当 警察安全相談係
警 電 ■■■■■ 〕

別添

警察安全相談員運用要綱

第1 目的

この要綱は、広島県警察における警察安全相談員（以下「相談員」という。）に関し、会計年度任用職員取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 責務

相談員は、県民から寄せられる警察安全相談（以下「相談」という。）に誠実かつ的確に対応し、もって、県民の生命、身体、財産等に係る不安等の早期解消と、犯罪等による被害の防止に資することを責務とする。

第3 職務内容及び勤務場所

- 1 相談員は、警察本部長が指定した警察署（以下「指定警察署」という。）に所属し、警察署長（以下「署長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事する。
 - (1) 相談の受理及びその解決等のための活動
 - (2) 関係機関の紹介及びその引継ぎのための活動
 - (3) 被害防止対策等に関する広報啓発活動
 - (4) 相談業務を遂行するために必要な活動
 - (5) その他特命事項
- 2 相談員の勤務場所は、指定警察署とする。

第4 勤務日等の指定

- 1 署長は、毎月25日までに、様式第1号により翌月分の勤務日、勤務を要しない日、勤務の開始時刻及び終了時刻並びに休憩時間を指定し、相談員に通知しなければならない。
- 2 署長は、前項により指定した勤務を要しない日を勤務日に振り替えて勤務させる場合は、様式第2号によりあらかじめ代休となる日を指定し、相談員へ通知しなければならない。
- 3 署長は、第1項により指定した勤務の開始時刻及び終了時刻並びに休憩時間を変更する場合は、様式第3号によりあらかじめ変更内容を指定し、相談員へ通知しなければならない。

第5 活動上の留意事項

相談員は、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 相談者の立場に立って親切丁寧に対応すること。
- (2) 関係者の権利及び自由を不当に侵害することのないようにすること。
- (3) 指定警察署の職員と緊密な連携を図ること。
- (4) 相談のうち、その内容が重要であり、かつ、処理が困難と認められるもの、犯罪に関係し、又は関係するおそれがあると認められるもの、その他複雑なものなどについては、速やかに指定警察署の警務課長に報告してその指揮を受けること。

第6 指導教養

警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）及び署長は、相談員に対し、その職務に関する各種事務処理要領、各種書類作成要領、受傷事故防止要領その他必要と認める事項について、指導教養を行うものとする。

第7 報告

- 1 相談員は、月間の活動状況を、警察安全相談員活動状況報告書（様式第4号）により、翌月の5日までに署長に報告するものとする。
- 2 前1の報告を受けた署長は、その内容を確認したうえで、当該報告書により同月の10日までに、警察安全相談課長に報告するものとする。
- 3 署長は、相談員の活動に伴う反響、紛議、災害事故の発生及び効果的活動事例については、その都度、警察安全相談課長に報告するものとする。

第8 文書の保管

文書の保存期間については、次のとおりとする。

- (1) 警察安全相談員勤務計画表（様式第1号） 3年
- (2) 勤務を要しない日の振替簿（様式第2号） 3年
- (3) 勤務時間の割り振り変更簿（様式第3号） 3年
- (4) 警察安全相談員活動状況報告書（様式第4号） 1年

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。